

3. 児童福祉法及び児童虐待の防止
等に関する法律の一部を改正す
る法律(平成29年法律第69号)
について

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することとすることができる等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

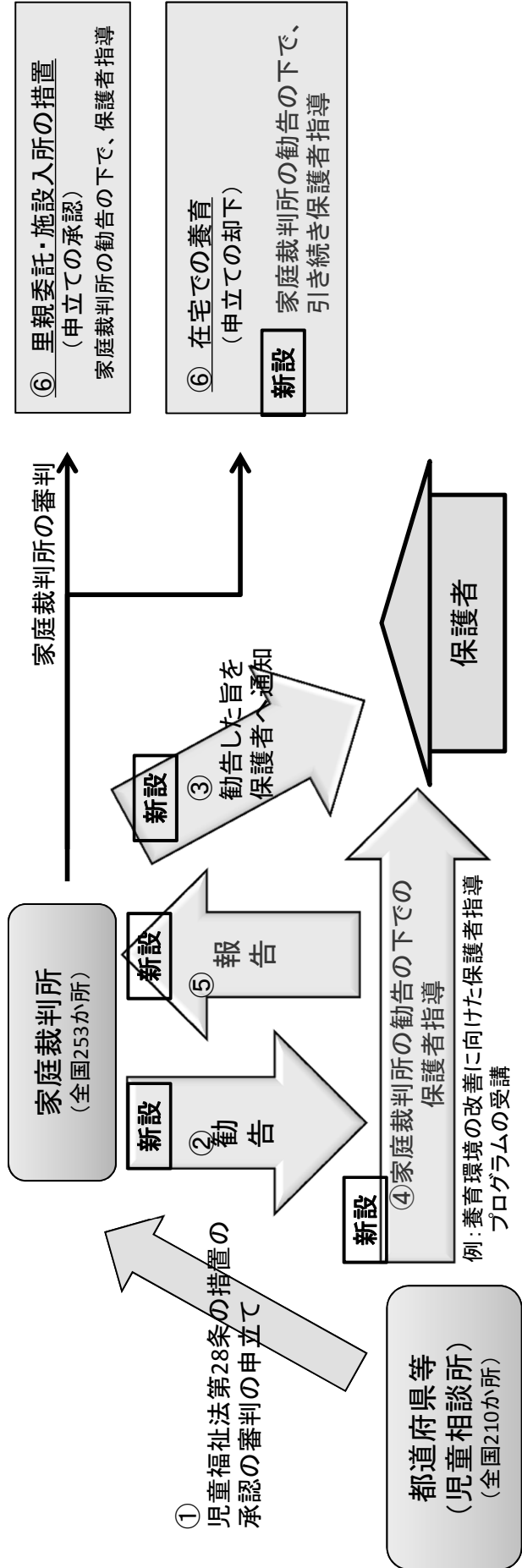
虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与【新規】【児童福祉法】

課題

- 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
- ➡ 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

改正法による対応

- 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができるとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。



家庭裁判所による一時保護の審査の導入 **新規** 【児童福祉法】

- 課題**
- 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。
 - 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。

改正法による対応

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

改正案		現行
○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。	○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。	○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、 <u>家庭裁判所の承認を得なければならぬ。</u>	○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、 <u>家庭裁判所の承認を得なければならぬ。</u>	○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、 <u>都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。</u>

○ 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

	開始時	2カ月経過時
総数	30297	3612
同意あり	23811	3144
同意なし	6486	468

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

- (参考1)
- ・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数
年間277件 (H27福祉行政報告例)
- (参考2)
- ・児童相談所の設置数(平成28年10月1日現在)
全国210か所
 - ・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
全国253か所 (本庁50か所、支部203か所)

<例外>

- 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合は、家庭裁判所の承認を必要としない。
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合 (即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 **拡充** 【児童虐待防止法】

- 現行の接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合(28条措置)にのみ行うことができるが、それ以外でも**接近禁止命令が必要な場合**がある。
- ※ 接近禁止命令とは、都道府県知事が、児童の保護者に対し、児童へのつきまとい、居所・学校等の周辺のはいかいを禁止する命令(平成19年改正で創設)
- ※ 罰則:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

改正法による対応

○ 接近禁止命令について、一時保護や親権者等の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

○ 面会・通信制限、接近禁止命令を行うことができる場合

	面会・通信制限	接近禁止命令
一時保護	○	× → ○
同意入所措置	○	× → ○
28条措置	○	○

○ 28条措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があるかどうか(児童相談所に対する調査結果より)

	児童相談所数(か所)	割合(%)
ある	109	52
ない	100	48
計	209	100

- ＜活用が期待されるケース＞(児童相談所に対する調査結果より)
- 事例① 性的虐待を受けた児童・生徒を一時保護し、高校に通学していたが、虐待を行った保護者が学校に現れ、接触を持つおそれがある事例
 - 事例② 父親が身体的虐待を行い逮捕勾留され、母親の同意を得て施設入所となったが、勾留期限が切れ、出所後に父親が施設などに現れたり、付きまったりするおそれがある事例
 - 事例③ 一時保護中に子どもを病院に受診させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある事例 など

その他所要の規定の整備（歯科医師等の例示の追加について）**拡充**〔児童福祉法、児童虐待防止法〕

課題

- 児童虐待防止法（第5条）では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師、児童福祉施設職員、弁護士が例示されているが、児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきとの指摘がある。
（昨年の児童福祉法等改正法案の国会審議においても議論が行われた。）

改正法による対応

- 今般の改正に際して、他の規定も含め、歯科医師を例示に追加するほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も、併せて例示に追加することとする。

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(抄) ※下線部分を追加

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 (略)

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に係る職に就する者は、市町村長、都道府県庁の設置する福祉事務所又は児童相談所から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報は、当該府県庁の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。

検討規定

【児童福祉法、児童虐待防止法】

附 則 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ※検討が予定される項目(例) ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
・家庭裁判所による一時保護の審査

(参考)

昨年の児童福祉法等の一部を改正する法律における検討規定

附 則

(検討等)

- 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。